4月からの準備はできていますか? 医師の時間外・休日労働の上限規制のチェックリスト

No.	項目	√
I	労務管理の責任者が決まっている(組織上の地位とその役割) 	
2	労働時間管理が客観的な方法で行なわれている	
3	休憩・休日(法定休日)がとれている	
4	自己研鑽のルールが文書で明確化され、周知徹底されている	
5	兼業・副業についての届出様式ができている (時間を把握している)	
6	月の時間外・休日労働が100時間を超えた時の把握方法がある (兼業・副業先の労働時間通算)	
7	入職時、オリエンテーション(説明会)を行なっている	
8	勤務間インターバルを考慮した勤務表が作成されている	
9	代償休息の規定が文書化されており、周知徹底されている	
10	36協定が適切な手続きで締結かつ労基署へ届出されている	
11	宿日直勤務について労働基準監督署長の許可を得ている	
12	面接指導医が決まっている(対応方法・手続きが決まっている)	
13	雇用契約書、労働条件通知書を取り交わしている	
14	勤務する上で就業規則と抵触するところはない (就業規則と賃金規程の周知)	
15	多職種からなる委員会がある	